

49-3111(内線374)
45-1650(直通電話)

該当者には通知します(3月中旬)

1号要件の該当者には

一号要件に該当すると思われるかたには、「地域振興券引換申請券」を郵送します。この券を持参して三月十六日から実施する交付会場で交付を受けてください。

2号~4号要件の該当者には

二号から四号要件までに該当者すると思われるかたには、「地域振興券交付申請書」を郵送します。申請書に必要事項を記入のうえ、三月十六日から実施する交付会場で申請してください。

※引き換えや申請の日程、会場などについては、3月1日号の広報でお知らせします。

Q 私は現在68歳です。65歳以上だと全員が地域振興券をもらえると聞いたのですが?

A 全員がもらえるわけではありません。平成10年度の市民税が非課税であることが条件になります(配偶者や子供の扶養になつている場合には、扶養しているかたも非課税であること)。

65歳以上の人全員もらえるの?

が、今回の地域振興券は対象になりますか?

Q 私は現在68歳です。65歳以上だと全員が地域振興券をもらえると聞いたのですが?

A 地域振興券の対象者は、臨時福祉特別給付金の該当者に、1号要件及び2号要件の②を加えたものです。したがって、臨時福祉特別給付金をもらつたかたは、地域振興券をもらえる可能性が高いことになります。逆に、もらえないかたは、該当しない可能性が高いことになります。

お願ひ

Q お願い

Q 通知は「該当すると思われるかた」に行います。そのため、通知があつたかたが必ず該当するとは限りません。申請を行つた際に該当しなかつたということもありますので、その場合はお許しください。

子供には

Q お渡しできません

Q 私は現在14歳です。地域振興券は15歳以下の子供がもらえると聞いたのですが?

A 15歳以下の子供本人が対象者ではありません。15歳以下の子供がいる世帯主のかたが対象者になっているので、子供には地域振興券をお渡できません。

Q 私は、交付対象になる15歳以下の子供がいます。しかし、近く大館市から転出する予定です。この場合、地域振興券の交付はどうなるのでしょうか。

A 原則は、次のとおりです。

- ① 大館市の交付開始日前に転出する場合
→ 転出先の市町村で交付を受けます。
- ② 交付開始日後に転出する場合
→ 大館市で交付を受けます。

地域振興券使える店

券を使えるお店として登録した市内の店だけで使えます。券を使えるお店では、見やすい場所にポスターやステッカーを掲示します。

券を使えないもの

公共料金の支払いや換金性があるものの購入などには、地域振興券を使うことができません。

使えないものの例

税、水道・電気料金、預貯金、債務の返済、宝くじ、商品券、プリペイドカード(テレホンカードなど)、ビール券、官製はがき、切手など

Q 私は昨年の8月に行われた臨時福祉特別給付金をもらいました

※交付対象者、申請方法、使用期間など、詳しい内容を記載した資料が市役所及び各出張所にあります。ご利用ください。

疑問にお答えします

Q 該当者はもらえる?

Q 私は昨年の8月に行われた臨時福祉特別給付金をもらいました

② 交付開始日後に転出する場合
→ 大館市で交付を受けます。

③ 交付開始日後に転出する場合
→ 大館市で交付を受けます。